

総合芸術サークル C-Artis 規約

(名称)

第1条 本団体は、総合芸術サークル C-Artis と称する。

(目的)

第2条 本団体は、総合的な創作活動を通じて、大学内外の人々との交流を持ち、自己の興味を広げることが目的とする。

(役員)

第3条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再選を妨げない。

- 1) 部長 1 名…本団体を代表する。
- 2) 副部長 1 名…部長を補佐し、部長に事故などある時若しくは不在の時はその職務を代行する。

(決議)

第4条 本規約に定めのない事項については全構成員の多数決より決する。

(改廃)

第5条 本規約は、全構成員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、平成 16 年 7 月 22 日から施行する。

この規約の一部を改訂し、平成 27 年 11 月 18 日から適用する

この規約の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する